

○ 給与所得の源泉徴収税額表の使用区分

月額表、日額表などの使用区分は、次表のとおりです。

税額表	適用する給与	適用する欄
月額表	(1) 月ごとに支払うもの (2) 半月ごと、10日ごとに支払うもの (3) 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄……その他の人に支払う給与
日額表	(1) 毎日支払うもの (2) 週ごとに支払うもの (3) 日割で支払うもの	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄……その他の人に支払う給与
	日雇賃金	
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙欄……その他の人に支払う給与

○ 扶養親族等の数の求め方

税額表の甲欄の「扶養親族等の数」というのは、控除対象配偶者（又は老人控除対象配偶者）と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）の合計数をいいますが、本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当するときには、その一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えた数を、また、その人の控除対象配偶者や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいるときには、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えた数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

したがって、次の設例では、扶養親族等の数はそれぞれ次のようになります。

- (凡例)
- …… 所得者
 - (配) …… 控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を含みます。）
 - (扶) …… 扶養親族のうち年齢16歳未満の人
(注)扶養親族等の数には加算しません。
 - (控扶) …… 控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人。）
 - (障) …… 障害者（特別障害者を含みます。）
 - (同障) …… 同居特別障害者
 - (寡) …… 寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫
 - (学) …… 勤労学生

設例	□	□—(配)	□—(配)	□—(配)	□—(配)	□—(配)
	□—(扶)	□—(控扶)	□—(配)	□—(控扶)	□—(控扶)	□—(控扶)
	□—(障)	□—(障)	□—(配)	□—(障)	□—(控扶)	□—(障)
	□—(学)	□—(障)	□—(控扶)	□—(障)	□—(配)	□—(障)
	□—(扶)	□—(障)	□—(控扶)	□—(配)	□—(控扶)	□—(障)
	□—(障)	□—(寡)	□—(控扶)	□—(配)	□—(控扶)	□—(障)
	□—(同障)	□—(同障)	□—(同障)	□—(同障)	□—(同障)	□—(同障)
扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人